

VIEW

半休利用時、異経路通勤の通勤代は？

昨年12月からスタートした半休制度は、その便利さから多くの社員が利用しています。今後も益々、増えていくだろうと思います。しかし、ここでひとつ問題が出てきました。それは、午前・午後の半休利用時の通勤回送が利用できず、通勤バスを使ってJ R 茨木駅経由になります。通勤回送利用者はJ R 茨木駅経由の定期を持ってない社員は異経路通勤となり、自己負担となります。

会社に「この異経路通勤を認め、申請できるのか？」聞いてみましたが、答えは「わからない」との事でした。

え～！3ヶ月も過ぎているのに

わからないとはどういうことか！？

会社は、半休制度がスタートして3ヶ月も経っているのに「わからない」とはどういうことでしょうか！

社員が黙っていたら問題ないと思っていたのでしょうか！

すでに何回も異経路通勤し、自己負担している社員がおります。

会社はこの異経路通勤を認め、さかのぼって清算し通勤代を支払うべきです。もし、今後この異経路通勤を認めないというのであれば、午前と午後に通勤回送を1本増やし乗れるようにすべきです。

社員の皆さん！黙っていたら何も解決しません。小さな問題でも目を向け、社員の立場で声を上げていきましょう！！